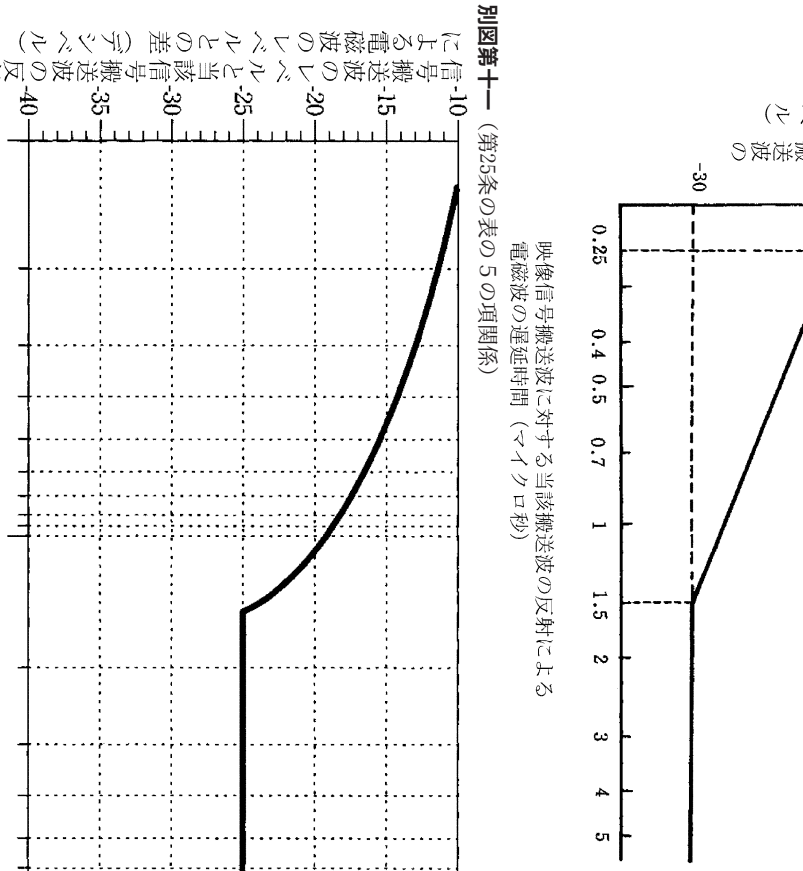
別図第十（第22条の表の10の項関係）



別図第十一（第25条の表の5の項関係）

○総務省令第一号
文部科学省

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、放送大学学園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博
文部科学大臣　髙木　義明

放送大学学園法施行規則の一部を改正する省令

放送大学学園法施行規則（平成十五年総務省文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「放送等」を「放送」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

告　示

○総務省告示第二百三十三号

昭和五十年郵政省告示第六百二十号（無線局免許手続規則第二条第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件）は、廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第二百三十四号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、平成十年郵政省告示第四百七号（フレーム行列の構成、フレーム制御符号の構成、音声信号の送出手順及びデータパケットの送出手順を定める等の件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第二百三十五号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、平成十年郵政省告示第四百八号（走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める等の件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第二百三十六号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、平成十年郵政省告示第四百十号（伝送制御符号の構成を定める等の件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第二百三十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の二第三号の規定に基づく平成十三年総務省告示第四百八十二号（特定新規開設局）及び特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）第六条の二第三号の規定に基づく平成十三年総務省告示第六百二十号（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則第六条の二第三号の総務大臣が指定する受信設備）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第二百三十八号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、平成十五年総務省告示第四十三号（パイロット情報の構成を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博